

第6号様式 (第6関係)

受付番号

# 測量等入札参加資格審査申請書

年 月 日

只見町長

郵便番号

住所

(ふりがな)

商号又は名称

申請者

(ふりがな)

代表者職・氏名

印

作成担当者

電話番号

希望する業種	地上測量
	航空測量
	調査 ( )
	土木設計
	建築設計

申請業種に関する登録	区分	登録番号	登録年月日
		測量	
	不動産鑑定		
	建築士事務所		
	地質調査		
	補償コンサルタント (登録部門)		
	1 土地調査 2 土地評価 3 物件 4 機械工作物 5 営業補償 6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償		
	建設コンサルタント (登録部門)		
	1 河川・砂防・海岸・海洋 2 港湾・空港 3 電力土木 4 道路 5 鉄道 6 上水道・工業用水道 7 下水道 8 農業土木 9 森林土木 10 水産土木 11 廃棄物 12 造園 13 都市計画・地方計画 14 地質 15 土質・基礎 16 鋼構造物・コンクリート 17 トンネル 18 施工計画・施工設備・積算 19 建設環境 20 機械 21 電気電子		

今般貴県発注に係る測量、調査及び設計業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

記載例

第6号様式 (第6関係)

受付番号

# 測量等入札参加資格審査申請書

平成27年 2月 1日

只見町長

希望する業種を○で囲む

希望する業種	<input checked="" type="checkbox"/> 地上測量
	<input type="checkbox"/> 航空測量
	<input checked="" type="checkbox"/> 調査(地質)
	<input checked="" type="checkbox"/> 土木設計
	<input type="checkbox"/> 建築設計

郵便番号 980-0811  
 住所 宮城県仙台市青葉区一番町〇-〇  
 (ふりがな) とうほくせつけいこんさるたんと  
 商号又は名称 東北設計コンサルタント株式会社

申請者 (ふりがな) とうほく たろう  
 代表者職・氏名 代表取締役 東北 太郎 ㊟

作成担当者 東北 一郎  
 電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇〇

申請業種に関する登録	区分	登録番号	登録年月日
	測量	第(21)-1111号	平成21年4月1日
不動産鑑定			
建築士事務所			
地質調査	第(21)-1111号	平成21年4月1日	
補償コンサルタント (登録部門)			
1 土地調査 2 土地評価 3 物件 4 機械工作物 5 営業補償 6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償			
建設コンサルタント (登録部門)	建(21)-1111号	平成21年4月1日	
1 河川・砂防・海岸・海洋 2 港湾・空港 3 電力土木 <input checked="" type="checkbox"/> 4 道路 5 鉄道 6 上水道・工業用水道 7 下水道 8 農業土木 9 森林土木 10 水産土木 11 廃棄物 12 造園 13 都市計画・地方計画 <input checked="" type="checkbox"/> 14 地質 <input checked="" type="checkbox"/> 15 土質・基礎 16 鋼構造物・コンクリート 17 トンネル 18 施工計画・施工設備・積算 19 建設環境 20 機械 21 電気電子			

今般貴町発注に係る測量、調査及び設計業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

## ○測量等入札参加資格審査申請書（第6号様式）

### 記入上の注意

1. 下表の申請要件を満たさない場合は申請できません。
2. 申請年月日を記入すること。
3. 「希望する業種」欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、調査を申請する場合は、主な業務内容を（ ）内に記入すること。
4. 「申請業種に関する登録」欄の「(登録部門)」は、建設コンサルタント登録規定及び補償コンサルタント登録規定に基づく登録部門に○をつけること。
5. 作成担当者は、会社内部で申請書記載内容を熟知している者の氏名を記載すること。なお、行政書士が作成した場合は、そのように記載し、申請者からの委任状を添付すること。
6. 商号又は名称及び代表者氏名には必ずふりがなをふること。
7. 申請日現在で29・30年度の只見町の入札参加資格（測量等に係る資格に限る。）を有していない者は、裏面に次ページの申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること。

《測量等の申請要件一覧》

業務種別	業 務 内 容	申請の要件
地上測量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調 査	不動産鑑定	不動産鑑定については、不動産鑑定の登録があること
	地質調査	
	補償コンサルタント	
	建設コンサルタント (土木工事に関する設計図書の作成を含まない部門)	
土木設計	土木に関する工事の設計または監理 建設コンサルタント (土木工事に関する設計図書の作成を含む部門)	なし
建築設計	建築に関する工事の設計または監理 建築士事務所	建築士事務所の登録があること

## 申請書裏面様式

※申請時現在で只見町の入札参加資格（測量又は工事に関する調査若しくは設計に係る資格に限る。以下「只見町資格」という。）を有していない方のみ申請書の裏面に添付してください。（申請時現在で29・30年度の只見町資格を有している方は添付不要です。）

当社の状況については下記のとおりです。

### 申請日から過去3年間の状況について

該当あり	該当なし	
		業務を粗雑にし、それに起因して公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上又は物損額50万円以上の被害）を与えたことがある。
		私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反により、代表者、役員又は従業員が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたことがある。
		私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は審決等を受けたことがある。
		贈賄、競売入札妨害又は談合の容疑により代表者、役員又は従業員が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴提起されたことがある。
		暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその関係者が経営に関与している又は業務に関し暴力団若しくはその関係者と連携したことがある。
		上記の他、業務に関する法令違反により、代表者、役員又は従業員が逮捕され又は公訴を提起されたことがある。

### 記載上の注意

- 1 全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けてください。
- 2 一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出してください。（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）
- 3 事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。